

防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書

我が国では、高度経済成長期から道路や橋りょう、上下水道、港湾など社会インフラの整備が急速に進み、建築後数十年が経過した現在、それらの老朽化が進行している。

例えば、国土交通省が設置した道路橋の予防保全に向けた有識者会議は、平成27年には6万もの橋りょうが建築後40年を経過し、劣化損傷が多発する危険が高まっていることを指摘しており、首都直下型地震等の発生が懸念される中で、社会インフラの老朽化対策は、喫緊の課題となっている。

一方、災害が起きる前に、老朽化した社会インフラへの公共投資を行うことは、防災機能の向上を図ることができ、必要な公共事業として、実施を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、社会インフラを安全・安心なものに再構築し、経済の活性化及び雇用の創出を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 老朽化が進み、更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院、社会福祉施設などの地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣